

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり  
 特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成二十八年一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活 動法人の名称	の代 表者 名	の主たる事務所 の所在地	定款に記載された目的	申 請 の 日 月 年
特定非営利活 動法人日本遺 品整理機構	倉野 英治	広島県安芸郡 海田町寺迫二 丁目四番二一 号	この法人は、少子高齢化・ 核家族化を背景に、需要が 高まっている遺品整理事業 にまつわる問題点に関して、 遺品整理業界の健全化・遺 品のリサイクル、という二 つの観点から、本人・遺族 及び関係者に対して、安心 して遺品整理を依頼できる よう、適切な援助・助言・ 相談対応事業を行うことに より、少子高齢化社会に対 応した社会福祉の向上に寄 与することを目的とする。 二 障害者への理解・交流 の促進をはかり、障害者や その周辺の人々に対し、障 害者が社会参加するための 助言・相談対応に関する事 業等を行うことにより、障 害者福祉の向上に寄与する ことを目的とする。	平成二七年 一月二十五 日